東大阪市公告第２２５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１９条第１項の規定により、東部大阪都市計画東大阪ジャンクション地区地区計画を決定したいので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

当該都市計画の案については、公衆の縦覧に供するので、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに東大阪市に意見書を提出することができる。

令和８年１１月２日

東大阪市長　野 田 義 和

１　都市計画を定める土地の区域

東大阪市荒本北一丁目から三丁目まで、荒本西二丁目から四丁目まで、長田東一丁目及び長田東二丁目並びに長田中二丁目　地内

２　都市計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

（１）縦覧場所

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市都市計画室

（２）縦覧期間

令和８年１１月２日から令和８年１１月１６日まで

３　意見書の提出先

東大阪市荒本北一丁目１番１号

東大阪市都市計画室